

制定：2021年4月16日

代議員の選出に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京都立大学同窓会（以下「本会」という。）の定款第15条の規定に基づき、代議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 代議員とは、本会の正会員でこの規則に基づき選出された者で、正会員を代表してこの法人の社員として代議員会で議決を行う者をいう。

(選出方法)

第3条 代議員は、正会員の中から立候補者を募り、又は候補者を推薦して、選挙により選出する。

(代議員の定数)

第4条 本会の代議員の総定数は、定款第15条第1項に規定する基準に基づき、理事会で決定する。

2 代議員の総定数は、代議員の選挙が行われる年の4月1日現在の正会員数を基準に算定するものとする。

3 代議員の選挙区は、全国で一選挙区とする。

(代議員の任期)

第5条 代議員の任期は、定款第15条5項の規定により選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

(選挙の時期)

第6条 本会の代議員の選挙は、定款及びこの規則に定めるところにより、現任の代議員の任期が終了する月の末日までに、次期代議員の選挙を行わなければならない。

(選挙人の資格)

第7条 選挙人は、代議員を選出する日において、正会員でなければならない。

(被選挙人の資格)

第8条 代議員の被選挙人は、代議員を選出する日において、正会員でなければならない。

2 代議員の被選挙人は、会費を納入しなければならない。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第9条 理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、本会に選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、代議員選挙の公示の1箇月前までに組織し、代議員選挙業務の終了後に解散する。

3 委員会の委員（以下「委員」という。）は10名以内とし、理事会において正会員（代議員候補者は除く。）の中から選出の上、会長が委嘱する。

4 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によるものとする。

5 会長は、委員が確定次第、委員名簿を公表しなければならない。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、前条第3項の規定により選出された日から委員会の解散の日までとする。

(委員会の業務)

第11条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 代議員の定数の確定
- (2) 代議員候補者の資格の審査
- (3) 正会員への代議員選挙の周知
- (4) 代議員候補者名簿の作成
- (5) その他代議員選挙に関し必要な事項

(代議員選挙の公示)

第12条 委員会は、代議員の任期満了になる日の2月箇月前までに、代議員候補受付のための公示を行わなければならない。

(公示内容)

第13条 前条の公示内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代議員の総定数
- (2) 代議員の任期
- (3) 代議員候補者の受付期間
- (4) 投票日
- (5) 開票日
- (6) その他必要な事項

2 委員会は、前項第1号の定数を基に、正会員の中から代議員候補者を募るものとする。

(選挙結果の報告)

第14条 委員会は、代議員の選挙が終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受けたときは、その結果を正会員に公表しなければならない。

第3章 代議員の選出

(代議員候補者)

第15条 代議員候補者は、立候補又は推薦によるものとする。

2 代議員候補者は、原則として各期の学部・系の数あたり1名を目途とする。

3 立候補者は、正会員1人以上の推薦者を必要とする。ただし、推薦者は立候補者1名に限り、推薦することが認められるものとし、複数の立候補者を推薦することは認められない。

4 推薦は、各期の学部・系及び支部並びに各種部活団体等からの推薦による。ただし、各期の学部・系及び支部並びに各種部活団体等に属する正会員3人以上の推薦により被推薦者1名を推薦できる。

(受付期間)

第16条 委員会は、14日を超えない範囲で立候補又は推薦の受付期間を定めるものとする。

(応募手続)

第17条 代議員候補者は、前条に定める代議員候補者の受付期間内に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 略歴書

(2) 立候補者の代議員候補者は正会員1人以上の推薦書

(3) 推薦の代議員候補者は正会員3人以上の推薦書

(公表)

第18条 委員会は、前条の規定により代議員候補者が提出した書類に基づき、代議員候補者名簿を作成し、次の各号について、正会員に公表しなければならない。

(1) 氏名

(2) 略歴

(選挙方法)

第19条 代議員の選挙は、当法人ホームページに告知し、電子メール及び郵便等の投票により、次の方法により行うものとする。

2 投票は、投票日までに正会員の投票により行うものとする。

3 代議員候補者数が代議員総定数を超えない場合、前号の投票は信任投票とし、代議員候補者の氏名が列挙された用紙に、不信任の場合は×印をもって記入するものとする。無印は信任したものとみなす。また、期日までに投票のない者は、候補者全員を信任したものとみなす。代議員候補者は不信任の投票数が正会員の過半数に満たない場合は代議員として選出される。

4 代議員候補者数が代議員総定数を超えた場合、代議員候補者の氏名が列挙された用紙

に、各立候補者ごとに○印をもって記入するものとする。得票の多い順に、総定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数である場合には、開票立会者の下に抽選により決するものとする。

5 第3項及び第4項において、次の各号に該当する場合は無効とする。なお、次の各号のいずれにも該当しないものは、委員会において判断するものとする。

- (1) 正規の投票用紙を使用していないもの
- (2) 第3項において、代議員候補者の氏名が列举された投票用紙に×印以外の記号を記入したもの
- (3) 第4項において、代議員候補者の氏名が列举された投票用紙に○印以外の記号を記入したもの
- (4) 判読ができないもの

(選挙における当選人決定の場合の報告及び告示)

第20条 代議員の選挙において、当選人が定まったときは、委員会は直ちに当選人の氏名その他選挙の次第を会長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があったときは、会長は、直ちに当選人の数、氏名を告示しなければならない。

3 前項の告示をもって当該選挙は終了したものとみなす。

(当選等の効力の発生及び選任日)

第21条 当選人の効力の発生は、第20条の規定による告示のあった日から、生ずるものとする。

2 前項の当選人の効力の発生の日をもって、代議員の選任日とする。

(代議員の資格)

第22条 代議員たる正会員が正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

(公表、公示・告示の方法)

第23条 この規則に係わる公表、公示・告示は、当法人ホームページ等電磁的方法による。

(事務)

第24条 代議員選挙に関する事務は、当法人事務局において処理する。

(規程の改廃)

第25条 この規則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規則は、2021年4月16日から施行する。